

# 食育・食事の提供等に関するチェックリスト100

評価記入用紙 1 2025/9/1

幼保連携型認定こども園教育・保育要領のチェック含む

園名 ひまわりさかえこども園 氏名 クラス

<評価方法> 理解し実施している…◎ 一部実施している…○ 不安がある…▲ 実施していない…×

◎ ○ ▲ ×

No. チェックシート 評価

## I 園の基本姿勢等について(24項目)

### ● 教育・保育理念や目標の理解

Q1 園の教育・保育理念や目標を知っている。	4		
Q2 教育・保育要領と園の教育・保育理念及び目標の関係を理解し、教育・保育の全体的な計画(教育課程を含む)及び子育ての支援計画等を理解している。	4		

### ● 認定こども園としての社会的責任の理解

Q3 園児の人権に十分配慮し、園児一人一人の人格を尊重した食事の提供を行っている。	4		
Q4 個人情報を適切に取り扱うとともに、試食会などを実施し、保護者からの要望等に対し、その解決を図るよう努めている。	4		

### ● 養護と幼児教育、発達の重要性の理解

Q5 園児の発達過程については教育・保育要領第2章の年齢区分それぞれの基本的事項1を参照し、理解して、園児一人一人の食機能の発達に合わせて指導や援助していくことの重要性を知っている。	4		
Q6 養護の「生命の保持」「情緒の安定」と食事の関わりについて理解している。	4		
Q7 幼児教育を行う施設として共有すべき事項、「育みたい資質・能力」及び「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を理解している。	4		

### ● リスクマネジメント

Q8 園児の事故予防及び救急・救命処置、また、火災・地震・不審者侵入等の避難訓練等の危機管理の重要性を、食育・食事の提供従事者も理解し、実施できるようにしている。	4		
Q9 食中毒発生時マニュアルを作成し、その内容を定期的に見直し、共有している。	4		
Q10 災害時マニュアルを作成し、その内容を定期的に見直し、内容を共有している。また、災害時に必要な食品を備蓄し、その管理を行うとともに、3日程度は食事が提供できる献立を作成している。	4		

### ● 子育ての支援等業務についての理解

Q11 保護者や地域の多様な関係者との連携及び協働の下で、食に関する取組が進められている。	4		
Q12 就園児の保護者に対して、園児の発達に応じ、食を通した支援の具体的な計画を作成し、実施している。	4		
Q13 園での食事の内容や食育の内容を連絡や通信を通して、保護者に周知している。	4		
Q14 保護者から食に関わる相談を受け助言をする機会や、保護者同士の関わりがもてるよう、食に関わる行事などの機会を設けている。	4		
Q15 認定こども園として食を通じて(調理室を活用する等)子育ての支援が必須であることを認識し、未就園の地域の子育て家庭から、栄養・食生活に関する相談を受け、助言をする機会を設けている。	4		

### ● 保育教諭等における教育・保育の評価

Q16 PDCA(Plan-Do-Check-Action)サイクルを用いて、保育教諭等が教育・保育の内容等について評価を行うなどカリキュラム・マネジメントを行い、その結果を公表するとともに、課題を見だし、質の向上や改善を行うための園内の仕組みを理解している。	4		
--	---	--	--

### ● 職員としての心構え

Q17 就業規則等、諸規則を理解し、守り、業務遂行に当たって、正確・迅速かつ、こまめに報告・連絡・相談を実践している。	4		
Q18 認定こども園の食育・食事の提供従事者は園の教育・保育の方針の下に、食を通した園児の発達援助と保護者への支援を行う役割があることを認識している。	4		
Q19 栄養教諭が配置されている場合には、園児の栄養の指導及び管理をつかさどることが職務であることを十分に認識し、専門性を發揮して食育の推進に努めている。	4		

### ● 職員の資質向上

Q20 食育・食事の提供従事者は、自己成長としての基本である研修に意欲を持って取り組んでいる。	4		
Q21 食育・食事の提供従事者が専門性を高めるために、研修したい内容の情報を自ら収集し、研修計画を立て、実施している。	4		
Q22 食育・食事の提供従事者が認定こども園の職員であることを認識し、教育・保育の内容についての専門性を高めるために研修計画を立て、実施している。	4		
Q23 保健所から、栄養・衛生に関わる指導を受けている。	4		
Q24 保健所での栄養・衛生に関わる研修に参加している。	4		

小計

96

## II 食育の推進(12項目)

Q25 認定こども園における食育は食べる 것을楽しむ、食事を楽しみ合う園児に成長することを期待するものであることを踏まえ、食事を楽しみ合う園児とは、どのような姿なのか、子どもの発達過程に応じた具体的な姿をねらいとして設定している。	4		
---	---	--	--

Q26 乳幼児期にふさわしい食生活が展開され、適切な援助が行われるよう、「教育及び保育の内容並びに子育ての支援等に関する全体的な計画」に基づき、食事の提供を含む食育計画を作成している。	4		
Q27 生活と遊びの中で、園児の発達を考慮し、園児が意欲を持って食に関わる体験を積み重ねるように、具体的な食育の計画を教育及び保育の指導計画(年間・週日案)に位置付けている。	4		
Q28 園児の活動のバランスに配慮し、食欲を育むことができるよう、園児が「お腹のすくりズムをもてる」ようにデイリープログラムを作成している。	4		
Q29 園児が自らの感覚や体験を通して、自然の恵みとしての食べ物を大切にし、食の循環(食物の生産・加工、流通、消費、再生産といった一連の流れ)や環境への意識、そこにある命の存在に気付き、尊ぶことができるよう、調理室等の環境に配慮している。	4		
Q30 食事を提供してくれる人への感謝の気持ちが育つように、栄養士や調理員、それ以外の人々(例えば、農家等の生産者、食材の納品業者、地域の人)と園児が関わりをもつことができるよう、保護者や地域の多様な関係者との連携及び協働を進めている。	4		
Q31 市町村の支援の下に、地域の関係機関等(例えば、小学校等の教育関係者、農家等の生産者、食材の納品業者、地域の人々)との日常的な連携を図り、必要な協力が得られるよう努めている。		4	
Q32 情緒の安定のためにもゆとりのある食事の時間を確保し、食事する部屋が温かな親しみとくつろぎの場となるように、採光やテーブル・椅子・食器・食具を工夫している。	4		
Q33 人と関わる力が育まれるように、園児が保護者や地域の人々などと一緒に食べたり、食事を作ったりする機会を設けている。			4
Q34 体調不良、食物アレルギー、障害の有無など、園児一人一人の心身の状態に応じ、学校医、かかりつけ医等の指示や協力の下に適切に対応している。	4		
Q35 園児の食の育ち(食事量、食知識・態度・行動の発達状況等)の評価項目を、Q25でねらいとした子ども像から導き出し、計画の期間終了段階(年間であれば、年度終了時)で評価している。	4		
Q36 食育の活動のあり方について、評価及び改善に努めている。	4		

小計

40 4 4

### III 食事の提供(61項目)

#### ● 栄養計画と食事計画 (15 項目)

Q37 每月、身体計測(身長・体重)を行い、個別に成長曲線を作成し、栄養評価をしている。	4		
Q38 栄養評価の結果から、特別な配慮(やせ、肥満等)が必要な園児を把握し、家庭とも連携しながら、園での食事の提供について個別計画を作成し、献立への配慮をしている。	4		
Q39 栄養評価の結果と、特別な配慮(やせ、肥満等)が必要な園児の個別計画について、会議で共有している。	4		
Q40 やせ、肥満等の園児の状況とその変化を把握し、栄養管理報告書を作成し、保健所に提出している。	4		
Q41 授乳・離乳食等の時期にある園児には個別計画を作成し、家庭と綿密に連携しながら、個別の対応を実施している。	4		
Q42 園児の性、年齢、発育・発達状況、栄養状態、生活状況等を把握・評価し、1日全体の食事に占める特定の食事から摂取されることが適当とされる栄養量の割合を勘案し、提供することが適当なエネルギー及び栄養素の量(以下「給与栄養量」)の目標を設定している。	4		
Q43 乳幼児の健全な発達に必要な栄養量を確保するために、園の給与栄養目標量をもとに、変化に富んだ一定期間(10 日以上)の献立(予定献立)を作成している。	4		
Q44 納付栄養目標量は年齢による区分が必要であり、3歳未満児については、3歳以上児と異なる調理形態や量に配慮することが望ましいことを理解し、月齢等に応じた献立を作成している。	4		
Q45 実施献立表を作成し、実施献立における給与栄養量を算出している。	4		
Q46 献立作成に当たっては、季節感や地域性などを考慮し、品質が良く、幅広い種類の食材を取り入れるように努めている。	4		
Q47 「子どもが食べたいもの、好きなものが増える」ように、園児の要望を取り入れる機会を設けている。	4		
Q48 園児自身が栽培・収穫した食材を計画的・積極的に取り入れるように工夫している。	4		
Q49 食と関連する各種の行事については、園児が楽しく参加でき、食体験が豊かなものになるように、日常の保育との調和をとり、献立に取り入れている。	4		
Q50 地域への理解を深めるためにも、食材に地域の産物を取り入れ、郷土料理などの食文化に触れる機会を増やすことができるよう配慮し、地域で生産された産物を生きた教材として活用している。	4		
Q51 献立表に基づき正確に食事を提供するためには、日々の必要量を把握し、適正に発注する必要があることを理解し、食品を購入、管理している。	4		

#### ● 調理・提供 (12 項目)

Q52 提供される食事の材料発注に係る決裁は園長が行い、検收は発注担当とは別の職員が実施し、検收場所は非汚染作業区域及び清潔作業区域とは明確に区別している。	4		
Q53 園児一人一人の咀嚼・嚥下機能や手指機能、食具使用の発達状況を十分に把握し、その発達を促すことができるよう、食材の大きさ、切り方、固さなどの調理形態に配慮している。	4		
Q54 多様な味の体験ができるように、様々な食材を用い、その持ち味を生かした調味にも工夫している。	4		
Q55 検食は味、量、質、嗜好的観点から適正かどうかを検査するために、食事の提供前に実施している。	4		
Q56 調理員以外の者が適正に検食を実施し、結果(味、量、質、嗜好的観点等の所見)を記録している。	4		
Q57 貯蔵品(米、みそ等)の受払簿を適切に作成している。	4		
Q58 園児が「お腹のすくりズムをもてる」ように、調理による音、匂いを身近に感じ、調理をする人と言葉を交わしたりできるよう心掛けている。	4		
Q59 園児自身が「食事作りや準備に関わること」ができるよう配慮している。	4		
Q60 園児一人一人の個人差を考慮して盛りつけ量を加減できるように工夫する。また、その日の活動量などに応じて、おかわりもできるように配慮している。	4		
Q61 園児の目の前で、食事のでき上がりを見せるよう工夫をしている。	4		

Q62 温かい料理は温かく、冷たい料理は冷たい状態で提供することができるよう配慮している。	4		
Q63 園児が自ら配膳する機会を設ける場合には、園児が食事の目安量を確認しつつ、自分の適量を把握し、盛りつけることができるよう工夫している。	4		
<b>● 食事 (9 項目)</b>			
Q64 園児が「お腹のすりズムをもてる」ように、保育内容を確認し、食事の内容や開始時間の調整を行っている。	4		
Q65 園児にその日その日の献立を知らせるよう配慮している。	4		
Q66 ゆとりある時間と、採光や安全性の高い食事の空間を確保し、温かい雰囲気になるよう配慮している。	4		
Q67 テーブルや椅子、食器、食具の材質や形などは園児の発達に応じて選択し、食べる場に温かみを感じることができるよう配慮している。	4		
Q68 時には戸外で食べるなど、様々な食事のスタイルを工夫している。	4		
Q69 保育教諭は園児が食べることを援助するとともに、一緒に食べている。	4		
Q70 栄養士・調理員などの食事を作ることに関わる人も園児と一緒に食事をし、「食べ物を話題にする」ことができるよう配慮する。この場面を通して、園児の喫食状況を把握し、食事の内容の改善に努めている。	4		
Q71 「一緒に食べたい人がいる」という気持ちを培うために、異年齢の子どもや、地域の様々な人と食事を共にする機会を作るよう配慮している。	4		
Q72 園児の年齢及び発達段階に応じて、家庭や地域等と連携・協力しながら、食に関する知識の普及、啓発、指導を行っている。	4		
<b>● 食物アレルギー児、障害のある園児に対する個別対応の計画 (5 項目)</b>			
Q73 園児ごとに、食事の摂取量を定期的に把握している。	4		
Q74 食物アレルギー児で特別な配慮や管理が必要となった場合には、保護者に「生活管理指導表」を提出してもらっている。	4		
Q75 食物アレルギー児への対応として、調理室内で原因食材の混入が起こらないよう十分に配慮している。	4		
Q76 食物アレルギー児への対応として、保育室内で誤食が起こらないように、保育教諭とその対応について話し合い、点検事項を作成している。	4		
Q77 アトピー・アレルギー等、特定の食品群を食せない園児に代替食を提供、やむを得ない場合は除去している。	4		
<b>● 食事の評価・改善 (栄養計画の見直し) (7 項目)</b>			
Q78 実施献立表から算出した給与栄養量と、給与栄養目標量を比較し、献立内容の改善を図っている。	4		
Q79 食事がどの程度摂取されたか等を、保育教諭と連携して確認し、園児一人一人の摂取量・集団全体の残食量を料理別に把握し、残食の原因を検討し、給食日誌等に記録している。	4		
Q80 園児の喫食状況・残食の原因について給食会議等を定期的に行っている。	4		
Q81 1日全体の栄養管理の観点から、家庭に日々の献立を示すとともに、園児の喫食状況を保護者に知らせている。	4		
Q82 乳汁や食事を与えた際、嘔吐、下痢、発疹などの体の状態の変化を常に把握し、異常が見られたときには、安易な食事制限などは行わず、保護者や学校医などと相談し、食事について必要な対応を行っている。	4		
Q83 園児の成長発達に合わせて、どのような食事を提供すべきか品質設計を行い、計画通りに調理及び提供が行われたか(適合品質)を評価することで食事の品質の改善に努めている。	4		
Q84 定期的に成長曲線で体格を把握し、肥満ならびにやせに該当する園児の割合が増加していないかどうかを評価し、食事計画の改善を図っている。	4		
<b>● 衛生管理 (13 項目)</b>			
Q85 大量調理施設衛生管理マニュアル(厚生労働省、衛食第85号別添、平成9年3月24日)(最終改正:生食発1006 第1号、平成28年10月6日)を参考に、自園で衛生管理マニュアルを作成し、毎日活用している。	4		
Q86 食事の提供従事者は、食中毒の原因となりやすい食品の喫食に留意し、日頃から健康管理に十分に気を付けている。	4		
Q87 食事が衛生的に用意されたものであることを、園児も認識できるよう配慮している。	4		
Q88 調理場に異物混入になるようなもの(輪ゴム等)を持ち込んでいない。	4		
Q89 調理中は食器等の洗浄をしていない。	4		
Q90 細菌の繁殖を防ぐため、使用後のシンクは水分を残さないように拭き取っている。	4		
Q91 調理中は空中浮遊菌を防ぐため、窓を開けてはいけないことを理解し、高温多湿にならないよう、空調で温度25°C以下、湿度80%以下に調節している。	4		
Q92 返却された残飯を非汚染区域に持ち込んでいない。	4		
Q93 ゴミは作業場に放置せず、集積場へ持つて行っている。	4		
Q94 食器保管庫や出入り口の取っ手等は毎日殺菌している。	4		
Q95 害虫防除(ねずみ・昆虫等)を行っている。	4		
Q96 着用する外衣、帽子は専用で、毎日清潔なものに交換している。	4		
Q97 入念に手を洗う、毛髪が帽子から出でていない、爪は短く切る、指輪やマニキュアをしない、アクセサリー等を身につけない等、衛生上の配慮をしている。	4		
小計	244		

#### IV その他(3項目)

<b>Q98</b> 栄養教諭や栄養士等が配置されている場合は、専門性を生かした対応の内容を検討し、食育計画・指導計画に盛り込んでいる。	4			
<b>Q99</b> 栄養教諭や栄養士等が配置されている場合は、体調不良、食物アレルギー、障害のある園児などについて、専門性を生かした対応の内容を、個別支援計画に明記し、共有している。	4			
<b>Q100</b> 家庭から弁当を持参する園児も献立はできる限り変化に富み、園児の健全な発育に必要な栄養量を含有するものとなるように、弁当の内容について保護者に指導を行っている。	4			

小 計	12			
-----	----	--	--	--

合 計	392	4	4	
-----	-----	---	---	--